

滋賀県文化財保存活用大綱

－ 知る・守る・活かす 滋賀の宝 わたしたちの文化財 －

序章 1. 大綱策定の背景と目的 - 文化財は欠くことのできない貴重な財産であり、地域の誇りであり、今を生きる我々は未来に向けて継承する責務がある - 本県の文化財は人口当たりの件数が多く、県内範囲に点在し、各地域で守られてきたことが特徴 - 人口減少や過疎化など社会状況の変化と自然災害により、文化財の継承が危機的な状況となっている - 様々な分野と連携した総合的な保存活用の方向性の広まりと、地域活性化など文化財への期待の増大 - これらを受け、国は法改正を行い、県は文化財の保存継承のあり方について研究報告をまとめた - 地域に根差す文化財がより多くの人々に支えられる、滋賀らしい保存活用の好循環により継承を図る - 本県の文化財を確実に次世代に継承していくため、文化財の保存と活用に関する基本的な方針を明らかにし、種々の取組を適切に進める上で共通の基盤となる総合的な施策の推進に向けた大綱を策定する	2. 大綱における基本的な考え方 <滋賀県の文化財の「保存」と「活用」を定義> 文化財：法に規定される6つの類型を基本とし、人々の長い営みの中で生み出され、信仰や生活、風土と共に育まれ、今日まで守り伝えられてきた有形無形の文化的所産のことも含む 保存：文化財そのものの価値を損なうことなく将来に向けて守り伝えていくこと。（無形文化財や民俗文化財等を守り育て伝えていく伝承活動も含む） 活用：文化財そのものの価値を損なうことなく、文化財の魅力や価値が人々に享受され、本県の歴史や文化を活かした地域づくりや人づくりなどにつながる取組のこと。地域に根差す本県の文化財を大切に思う心の輪が広がり、文化財の継承と地域社会の持続性につながる取組を「滋賀ならではの文化財の活用」とする	3. 大綱の位置付け 【文化財保護法第183条の2に基づき策定】 以下の計画等との整合を図る 『滋賀県基本構想』・『滋賀の教育大綱』 『滋賀県文化振興基本方針』 『「健康しが」ツーリズムビジョン2022』 『琵琶湖保全再生施策に関する計画』 『滋賀県地域防災計画』 ・SDGsとの関わり
---	---	--

第1章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針 1. 滋賀県の概要 (1) 地勢・環境 (2) 人口 2. 県内の文化財の概要 <全国屈指の文化財保有県> ・国県市町指定等文化財件数3,500件、各分野・様々な時代の文化財が全市町に分布 ・重要文化財指定件数 全国4位(建造物 3位、彫刻 3位)、国宝 5位、名勝 2位、重要文化的景観 選定 2位、単位面積あたり城郭数 1位、約4,600か所の埋蔵文化財包蔵地 ・世界文化遺産、ユネスコ無形文化遺産、世界の記憶、日本遺産(6件)の各文化財を保有 3. 滋賀県の歴史文化の特徴 本文付属資料に「滋賀県の歴史」(通史)掲載 (1) 琵琶湖によって育まれた歴史・文化 (2) 人と物資が行き交う東西日本列島の結節点 (3) 政治文化の中心に近い立地性 (4) 力強い自立と自治 (5) 神と仏の国 4. 県内の文化財の保存・活用に関する現状と課題 (下記表【現状・課題】) (1) 文化財の調査・研究、指定等、保存修理 (2) 文化財の保存継承を行ってきた環境の変化 (3) 文化財の活用 (4) 文化財の収蔵・保管・公開施設 (5) 文化財を維持するための資金 5. 滋賀県における今後目指すべき保存・活用の方向性 (下記表【方向性】) ・文化財は歴史的、文化的な価値があるだけでなく、地域の宝として人々の心の拠りどころとなるもの ・文化財を活用し、継承することで、地域への理解や関心が深まり、郷土への愛着の形成や、人々が支え合う地域づくりにつながり、地域の人々の誇りも醸成される ・多くの人が総がかりで関わることで文化財を核に様々な活動が行われ、地域が元気になる ・文化財を確実に継承していくために、文化財の保存と活用の好循環を生み出すことが重要 ・この実現のために、本県の豊かな歴史文化の特徴を活かしながら5つの柱を立てる (1) 文化財の調査、指定、保存修理の計画的、確実、着実な推進 (2) みんなで文化財の保存継承を支え合う地域づくり・人づくり (3) 文化財の多様な活用推進 (4) 文化財を保存・継承・活用・発信できる施設の確保 (5) 文化財を維持するための資金の確保	滋賀県らしい文化財の保存活用のイメージ図 第2章 滋賀県が行う文化財の保存・活用を図るために講ずる措置 1. 滋賀県が主体となって行う取組 (下記表【県の施策】) (1) 文化財の調査、指定、保存修理の着実な推進 (2) みんなで文化財の保存継承を支え合う地域づくり・人づくり (3) 文化財の多様な活用推進 (4) 滋賀県の文化財を県内で保存・継承・活用・発信できる拠点のあり方を検討 (5) 文化財保護のための資金確保の制度や仕組みづくりを検討・支援 2. 滋賀県として優先的に取り組むテーマ みんなで文化財の保存継承を支え合う地域づくり・人づくり 第3章 県内の市町への支援の方針 国において市町の役割の重要性が認識されており、県も同様の視点のもと支援を行う 1. 相談・助言・連絡調整 ・広域の情報や技術的な見解など、国や専門家等と調整し、必要な助言・情報共有等を行う ・文化財の地域特性や分野に対応し、市町にあった相談や助言を行う 2. 地域計画や保存活用計画策定の支援 ・地域計画や保存活用計画等の策定にかかわる相談、助言、文化庁との連絡調整 ・文化財調査の情報を集積し、広域な視点での情報提供など 3. 文化財専門職員の資質向上への支援 ・国等と連携を図りながら研修会を実施するなど、文化財専門職員の資質向上の支援 ・市町との会議等を通じ、協議、意見交換を行い、文化財保護行政の円滑な推進の支援	第4章 防災・防火・防犯・災害発生時の対応 1. 平時の取組 ・防災対策：ハード対策とソフト対策(日常的な管理、体制構築、過去の被災記録の活用) ・防火対策：ハード対策とソフト対策(体制構築、防災意識向上の啓発活動、防火訓練) ・防犯対策：ハード対策とソフト対策(文化財の悪習調査、パトロール) 2. 大規模災害対策 近畿府県との連携、専門職員・関係団体等との連携体制構築の研究 3. 災害発生時の対応 ・火災の初期対応 ・県、市町、所有者等の緊密な連携のもと、迅速な被害状況の把握、被害拡大を防ぐ応急措置、復旧額の算定 ・「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づく応援要請 第5章 文化財の保存・活用の推進体制 1. 文化財主管課 (1) 組織の状況 (2) 専門人材の育成・配置 2. 関係部局 3. 関係部局との連携 ・文化行政担当部局、学校教育・社会教育局、商工観光部局、まちづくり・都市計画・建築部局、環境・農林水産部局、防災・消防・警察部局 との連携 4. 文化財保護に係る審議会 5. 関係団体との連携 ・文化財保護協会、建築士会、民俗文化財保護ネットワーク、びわこビジタズビューロー、地域において文化財保護に取り組んでいる住民団体、自治組織 等との連携 6. 国や他の都道府県との連携 おわりに ・「私たちの宝物である本県の文化財は、琵琶湖と水との関わりの中で形成された歴史文化を伝える全国でも類を見ない独自性を有しており、これからは滋賀ならではの文化財を守り未来に向けて伝えていく必要がある ・県内各地域で守り伝えられてきた多くの文化財は、世代を超えた不断の努力と人々の強い思いと行動により守り伝えられ、生きた形で存在している ・この先人の思いを、今を生きる我々が受け継ぎ、未来へとしっかりと引き継いでいくために、本大綱により文化財の保存と活用を一層推進していく
【現状・課題】 第1章4 【方向性】 第1章5 【県の施策】 第2章1	(1) 調査、指定、保存修理 ○文化財の調査、研究、指定 従前から全県の調査・指定を行っているが、悉皆的・総合的調査等や研究は十分でない ○文化財の保存修理、保存のための措置 指定文化財の保存修理等を進めてきたが、未達のものも多く、史跡の保存措置も十分でない ○文化財の調査、研究、指定 未指定文化財を含む調査・研究と、指定等の取組、埋蔵文化財に関する情報の集積とデータベース化 ○文化財の保存修理、保存のための措置 保存修理と日常的な維持管理等による保存継承のサイクルの推進、保存活用計画策定の支援 (2) 地域・人 ○地域力の低下、価値観の多様化 意識の変化、機会の減少、近代化による消失、人為的被害の一方、地域団体の努力、高齢者の活躍、新たな結びつき ○自然環境の変化 環境の荒廃、外来生物、自然災害 ○伝統的な材料や技術 材料確保困難、後継者の減少 ○専門人材 分野・年齢構成の偏り、技術継承、体制整備 ○今まで以上に多くの人々に支えられる文化財の保存と活用 学校教育で若い時期から親しむ等、理解者の裾野の拡大 ○自然環境変化への対応、伝統的な材料確保・技術伝承 外来生物の駆除、保存修理の推進による伝承の場の拡大 ○専門人材の確保と育成 地域と専門家を繋ぐ人材の育成、活躍の場の構築や連携 (3) 活用 ○これまで様々な活用を図っているが、一過性のものとせず、人材や資金確保等、持続可能な形で活用していくための取組が十分でない ○文化財の価値や魅力を伝えるための新たな手法の開発や活動の充実へのノウハウや経験が不足 ○文化財の特性や脆弱性についての正しい理解不足 ・文化財の価値が損なわれないよう、その特性の正しい認識の下、持続可能な形で多様な活用を推進 ・文化財の価値が正しく理解され、広く共有される取組 ・維持保全の資金確保や担い手拡大に繋がる、未来へ継承する方策としての観光振興など多様な活用の方角性 ・関係機関との連携による滋賀県のブランド力の向上 ・日本遺産を利用した観光振興など文化財の価値や魅力を体感できる取組の推進、広域的な発信や全県的な取組への協力、実施推進 ・歴史や文化財に興味を持つ人々のネットワークの構築 ・多くの人の手による全体的、多面的、総合的な保存継承の実現に向けた取組の推進と活動の支援 ・滋賀の歴史文化を正しく理解し、地域への誇りと愛着を育み、保存と活用の好循環が生まれる取組の推進	(4) 施設 ○文化財収蔵施設 県内全域に幅広く設置されているが、施設の老朽化、環境の悪化、耐震性、展示内容の陳腐化、収蔵庫の狭小化等、県民や関係者のニーズに対応できていない ○地域における文化財の収蔵・保管 地域での保管困難による県外流出の危機 ・地域に所在する美術工芸品の収蔵施設の建設や改修等への助成 ・地域での保管困難や自然災害等の不測の事態に備え、地域の文化財を受け入れ、収蔵・保管管理・公開活用できる施設の確保 ・出土文化財等の公開活用施設や史跡整備の充実 (5) 資金 ・個人や地域等、所有者での自己負担金の確保困難 ・有力社寺が公的助成に頼らざるを得ない ・地方公共団体の予算確保の不十分 ・「滋賀県文化財保存基金」により保存修理されているが、安定的な保存と維持のための資金のあり方や確保の方法についての検討の必要性 ・文化財の価値を広く知ってもらうことによる、幅広い層から様々な形で資金確保 ・保存修理への所有者支援と、計画的な推進 ・先進的な取組の情報共有 ・必要に応じた形で幅広い資金確保の仕組みづくり ・「滋賀県文化財保存基金」をはじめとした財源の確保 ・所有者の状況に応じた資金調達の取組が進むよう、関係機関と資金調達の事例や制度、仕組みの研究、情報の共有化による所有者等の支援